



こんなとき

どうしよう？

コバトン

🐾 動物に関する行政の役割分担 🐾

⚠️ 政令市と中核市は独自の行政です。
さいたま市内のことは、さいたま市動物愛護ふれあいセンターへ
川越市・川口市・越谷市内のことは、各市の保健所へ
ご相談下さい。

猫のことは
動物指導センターへ



犬のことは
保健所へ



🐾 飼っている猫がいなくなりました！

- 動物指導センターへ届出をしてください。
目撃情報等があればお知らせします。
- また、警察署にも遺失物として届出をしてください。



🐾 ケガをした猫がいる！

- 動くことが出来ず、家に戻れない状態であれば、動物指導センターで保護します。飼い主が見つからなかった場合や、重症の場合は安楽死になることがあります。



🐾 猫を保護した！

- 飼い猫のようであれば、センターに連絡して、飼い主さんからの届出の有無を確認してください。猫は放し飼いにされている場合があります。動けるようであれば飼い主のもとへ帰るよう、元の場所に放してください。

🐾 飼っている猫を飼いきれなくなった...

- 飼い主には終生飼養の義務があります。どうしても飼えない場合は代わって飼ってくれる人を探しましょう。動物指導センターのホームページの「新しい飼い主さがし掲示板」に掲載することもできます。

飼う前に15~20年先(猫の寿命)の事や、自身の入院等万が一の場合でも対処できるかを考えることが大切です。

道路で死んでいる



道路を管理している
市町村または
県土整備事務所へ相談

捨てられている (遺棄)

遺棄は
犯罪です



一年以下の
懲役または
百万円以下の
罰金

警察署へ相談

野生動物に関すること



県の環境管理事務所へ相談